

掲出する広告物の種類によって下記のように制限があります

共通基準

- ・蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること
- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものではないものであること
- ・表面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること
- ・電飾設備を有するものにあつては、屋間においても美観を損なわないものであること
- ・構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること
- ・交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること
- ・信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと

案内図板

第1種特別規制地域

第2種特別規制地域

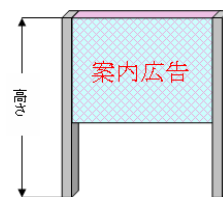
- ・基準については、リンク先を参照してください。

第1種普通規制地域

- ・高さは5m以下
- ・1面の面積は5㎡以内

第2種普通規制地域

- ・高さは5m以下
- ・面積は全面で30㎡以内



野立広告塔

第1種特別規制地域

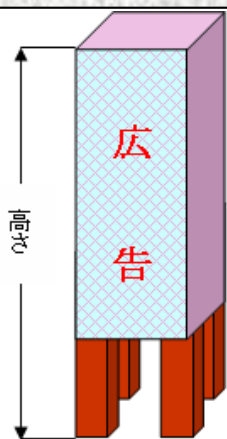
- ・高さは10m以下
- ・1面の面積は30㎡以内であること

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

- ・高さは15m以下
- ・1面の面積は30㎡以内であること



屋上広告物

- ・壁面から横に突き出ないこと
- ・木造建築に設置しないこと

第1種特別規制地域

- ・広告物の高さは5m以下かつ建物の高さの2/3以下であること

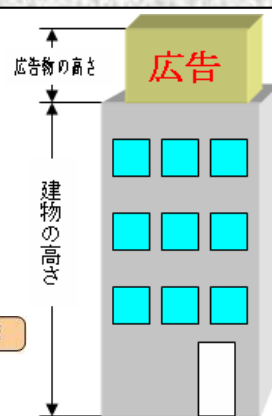
第2種特別規制地域

- ・広告物の高さは10m以下かつ建物の高さの2/3以下であること

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

- ・広告物の高さは15m以下かつ建物の高さの2/3以下であること



野立広告板

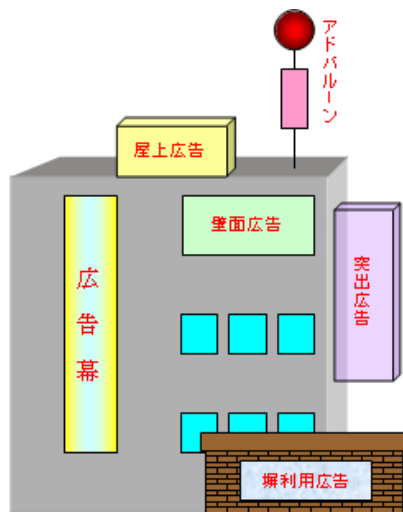
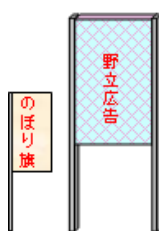
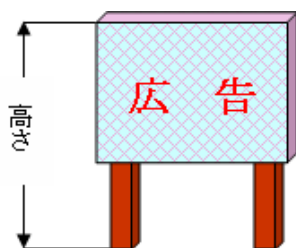
第1種特別規制地域

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

- ・高さは5m以下
- ・面積は全面で30㎡以内であること



壁面突出広告物

- ・出幅は1.5m以下であること
- ・下端は歩道がある道路では地上から2.5m以上(歩道がない道路4.7m以上)

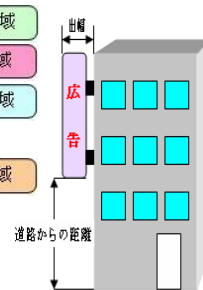
第1種特別規制地域

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

- ・面積20㎡以内
- ・面積による制限なし



のぼり旗

第1種特別規制地域

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

- ・1本当たりの表示面積は、1面あたり2㎡以内とする。
- ・道路及び道路から5m以内の地域に表示し、又は設置する場合については、相互間距離を5m以上とする。



壁面利用広告物・塀利用広告物

- ・壁面(塀面)の端から突き出さないこと
- ・窓その他の開口部を覆わないこと

第1種特別規制地域

第2種特別規制地域

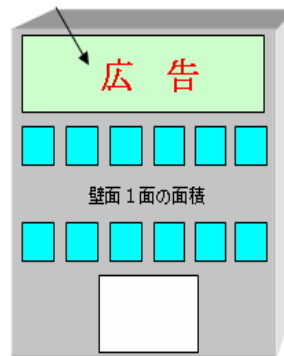
第1種普通規制地域

- ・壁面1面の面積が300㎡未満の場合
.....壁面面積の1/5以内であること
(壁面面積の1/5が15㎡以内の場合、15㎡まで可)
- ・壁面1面の面積が300㎡以上の場合
.....壁面面積の1/10以内であること
(壁面面積の1/10が60㎡以内の場合、60㎡まで可)

第2種普通規制地域

- ・壁面面積の1/5以内であること
(壁面面積の1/5が15㎡以内の場合、15㎡まで可)

広告物の面積



その他の広告物 ●電柱・電話柱・消火栓を利用する広告物●乗合自動車●電車広告など 個別基準については担当へご相談ください。

※屋外広告物の多くは許可が必要です。必ず事前に都市計画課へご相談ください。